

## 太宰府市介護保険給付に関する Q&A

### 【居宅介護支援】

Q1、ケアマネジャーが A 事業所をやめて B 事業所へ移ることとなった。担当していた利用者を引き続き B 事業所でも契約を行う予定であるが、サービス担当者会議はいつ行えば良いか。

A、新しい事業所との契約後にアセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議等を行う必要があります。よって、B 事業所入職後にサービス担当者会議を行う必要があります。なお、やむを得なくサービス担当者会議に先立ってサービス利用が先行してしまう場合は、ケアプランを新規に作成した月に早急に担当者会議を行ってください。

Q2、ケアプランに位置付けたサービスの単位数が変わる場合は全て変更として取扱い、一連の手続を行わなければならないのか。

A、単位数が変更された理由が、利用者や家族、他のサービスに影響がない報酬改定に伴うもの、事業所規模の変更、福祉用具の貸与額の変更(機能変化を伴わないもの)等、利用者等への影響や利用者の状態とは関係ないものであれば、利用者の希望に応じて軽微な変更として取り扱うことができます。

Q3、サービス利用票における利用者確認欄について、必ず利用者に印鑑をもらわなければならないか。自署による対応は可能か。

A、利用者(代理)の印鑑あるいは、自署による対応も可能です。ただしいずれにせよ、必ず利用者本人(代理)により行ってください。

Q4、使っていた福祉用具が不必要になって、返却する場合もサービス担当者会議の開催が必要なのか。

A、福祉用具の利用が不要になったということは状態像に何らかの変化があったと考えられるため、原則的には「軽微な変更」に該当せず、居宅サービス計画の変更に係る一連の手順を行う必要があります。(例. 移動のために車イスとスロープを貸与していたが、介助による歩行が可能となり、車イスが不要になった場合は状態像の変化があったと考えられる。)なお、福祉用具が全て不要になった場合は、サービス担当者会議に召集する必要がある担当者は居宅サービス計画書(1表)～(3表)の原案に位置付けられた担当者であるため、終了する福祉用具貸与事業所の担当者を召集する必要はありません。

#### 【訪問介護】

Q1、夫婦で要介護(支援)認定を持っていて、訪問介護による共有スペースの掃除の必要性がある場合、どのように算定すれば良いか。

A、複数の要介護者(要支援者)がいる世帯において、同一時間帯に訪問介護を利用した場合の取扱いについては、それぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画に位置づけ、生活援助については、要介護者(要支援者)間で適宜、所要時間を振り分けることとなっています。よって上記の場合、必ず夫婦両方のケアプランにおいて位置づけたうえで、適宜按分による算定を行ってください。

例)夫:介護1 妻:支援2 週に1回リビング、トイレの掃除

⇒夫は訪問介護の生活援助にて、妻は総合事業の訪問介護において、共に2週に一回の算定(居宅介護支援事業所と地域包括支援センター協議のうえ)

Q2、同居の家族はいるが、日中独居となる場合、生活援助による調理を行って良いか。

A、基本的には家族が作っておいて提供できないか、配食サービスによって賄えないか検討してください。その上で、個別の理由がある場合は市にご相談ください。

## 【通所介護】

Q1、デイサービスの回数を変更することに関して、軽微な変更で良いか。

A、本人の状態に変化がない、単なる利用回数の増減については軽微な変更で差支えなく、その場合のサービス担当者会議は必ずしも必要ではありません。しかし、本人の状態に変化があり、利用回数の増減があった場合はケアプランを作成しなおしてください。

Q2、デイサービスを2箇所併用したいが可能か。

A、同一内容・目的による併用について、基本的には認められません。デイサービスの移行に伴い期間を限定して併用される場合は可能です。また、内容・目的が複数ある場合、その両方を満たす事業所を探して頂き、その結果該当する事業所がなく、やむを得ず併用になる場合についても可能です。

Q3、デイサービス中に受診または往診をした場合は算定可能か。

A、本来、往診または受診日にデイサービスを組み込むべきではなく、デイサービス中に受診または往診をした場合、それ以降の時間については算定できません。しかし、体調不良等による緊急での受診については受診時間を除いた時間で算定が可能です。

Q4、大雪のため送迎時間が遅れ、デイサービス開始時間が遅れるにあたって、それに応じて終了時間もずらした上で、通所介護計画上の単位数で算定はできるか。

A、単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所介護のサービスが提供されているとは認められませんが、上記質問の場合、適切なサービス提供が行われていれば通所介護計画上の単位数で算定することは可能です。なお、家族の入院等緊急時についても同様の取扱いとなります。

**【通所リハビリ】**

Q1、通所リハビリと医療による整骨院の併用は可能か。

A、併用が不可であるという明確な定めはありません。しかし、同一疾患や同じリハビリ内容である場合、介護保険の通所リハビリで賄うことができないか検討してください。

**【ショートステイ】**

Q1、ショートステイ中に医療による透析は可能か。

A、可能です。事前にショートステイ先と透析を行う医療機関との詳細な打ち合わせは行ってください。

Q2、ショートステイ中に医療機関受診は可能か。

A、事前に分かっている受診等の日をまたいでショートステイを計画することはできません。しかし、ショートステイが長期に渡り受診が必要な場合は、併設医療機関以外であれば可能となります。

## 【福祉用具貸与】

Q1、1人の被保険者に、屋内用と屋外用の計2台の車いす、あるいは2つの歩行器を貸与することは、可能か。

A、基本的に使い回すことができないかまず検討してください。その上で、使いまわすことが困難で、屋外用について、例えば散歩等の利用目的であり、かつ使用頻度が多い場合には貸与が可能となる場合がありますので、そのときはまず市にご相談ください。デイサービスや病院で使用する場合については、その施設が準備していると考えられるため貸与はできません。

Q2、踏み台付きの手すりについて貸与は可能か。

A、玄関用踏み台やベンチは要介護者等でないものも使用する一般生活用品であると考えられるため、貸与の対象とはなりません。踏み台なしの手すりを介護保険給付により貸与した上で、その手すりに区分可能な状態で踏み台を自費又は事業所負担で利用することは可能です。

Q3、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付届出書について、例えば特殊寝台の貸与の必要性がある方で、調査票で「起き上がり」と「寝返り」ができないとなっても届出を出す必要があるか。

A、上記の場合、届出を出す必要はありません。詳細は別添の軽度者の福祉用具貸与の例外給付のためのフロー図をご覧ください。

## 【福祉用具購入】

Q1、ウォシュレット付き補高便座について購入は可能か。

A、ウォシュレットは介護保険の対象とならないため、ウォシュレットを目的とした購入は認められません。ただし、ウォシュレットが補高便座の一部とした商品もあるため、補高便座の必要性の明記があれば可能となります。

Q2、購入したものを再度購入したい。

A、原則として、同じものを再度購入することはできません。ただし心身の状態の変化に伴うものや、劣化に伴い破損したものについては再度購入することは可能です。ただし劣化に伴い破損したもので、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品については、部品交換によって対応してください。いずれの場合も、年間10万円までが上限となります。

Q3、特定施設入所者生活介護・認知症対応型共同生活介護における福祉用具購入は可能か。

A、特定施設入所者生活介護及びグループホームのサービス給付を受けている利用者に対する福祉用具購入費の支給は制度上可能ではありますが、施設では整備されていることが前提となるため、一般的に必要なと考えられません。しかし、個室において特段の事情がある場合には支給の対象となります。

#### 【住宅改修】

Q1、裏庭で畑仕事をするために、勝手口に手すりをつけたいが可能か。

A、勝手口に関しては、玄関からの外出が困難で、勝手口を外出するための主な経路とする場合や、洗濯物を干す場合、ごみ出し、庭の維持管理をする場合など、被保険者の自立支援に資するもので日常生活上真に必要なものに限り、住宅改修の対象となりますが、質問のような趣味・嗜好に伴う事由であれば対象となりません。

Q2、寝室が2階のため、2階へ行くための階段に手すりをつけてよいか。

A、住宅改修の対象とはなりません。上記の質問の場合、将来的に階段を使い2階へ上がることが難しくなると考えられるため、まず寝室を1階へ移すことが可能かどうか、検討をしてください。2世帯住宅であることや、1階が商売スペースとなっているなど寝室を1階へ移すことが構造上不可能である場合については、住宅改修が可能となります。また洗濯物を干すスペースが構造上2階にしかない場合等についても同様です。

Q3、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の深さや縁の高さ等を適切なものとするために  
行う浴槽の取替えも「段差の解消」として住宅改修の支給対象となるか。

A、浴室床と浴槽の段差解消については原則として、通常福祉用具(すのこ・入浴台等)  
の活用、もしくは浴室床のかさ上げ工事等に対応し、これらの対応でもなお段差が解  
消できなかった場合に、技術的・構造的に浴槽の交換以外の方法では段差解消が  
できないと判断した場合にのみ、支給対象となります。

Q4、既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は支給対象  
となるか。

A、状態の変化に伴い、既存の引き戸が重く、開閉が容易でないという理由があれば支  
給対象となります。ただし、既存の引き戸が古くなったため新しいものに取り替える  
という理由であれば、支給対象となりません。